

よくあるお問合せ（FAQ）

補助対象者・補助額の上限・補助対象経費等について

Q1 一市町村内全体を商工会（又は商工会議所）でまとめてプレミアム商品券発行事業（以下「商品券事業」という。）を実施したいが、可能か。

A1 商工会又は商工会議所が申請する場合、一市町村内に商店街団体のあるエリアは対象外となります。「商店街団体のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する」場合に限りです。

Q2 広告宣伝費について、ホームページの改修費用や広報のための「のぼり旗」の作成に係る経費等は補助対象経費とならないのか。

A2 **補助対象経費となりません。**補助対象経費は、**チラシ・ポスターの作成（デザイン費も補助対象経費となります。）、新聞折込及び地域紙の掲載に係る経費に限りです。**また、広告宣伝費の**補助額の上限は、10万円（税抜）**となります。

Q3 商品券の印刷とポスター・チラシの作成を1事業者に対してまとめて発注したいが、可能か。

A3 **可能です。**ただし、請求書、領収書等については、ポスター・チラシ等の広告宣伝費、商品券の印刷費の**それぞれの内訳が分かるよう記載**していただくことが必要となります。

また、この場合、**商品券の印刷とポスター・チラシの作成等に要する経費の総額が税込50万円超の発注となるケース（各々の見積日又は発注日が近いため分割発注とみなされるケースも含む。）**には、**2者以上から同一条件の見積書を徴取し、より安価な発注先（委託先）を選択する必要があります。**

Q4 商品券の印刷のほか、商品券のデザインを別の事業者（デザイナー）に発注依頼した。デザイン費も補助対象経費となるか。

A4 **補助対象経費となります**（商品券の券面のデザイン費は補助対象経費となります。）。この場合、「印刷費」でご申請ください。

なお、商品券に係る偽造防止（コピーガードやホログラム加工など）も補助対象経費となります。

Q5 プレミアム率が30%を超える商品券を考えているが、可能か？

A5 **できません。**本補助金の対象事業は、**プレミアム率が30%以内の商品券発行事業**です。なお、プレミアム率が30%を超える商品券事業は、事業全体が補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q6 正会員数 35 の商店街団体だが、賛助会員等を含めれば会員数 50 を超える。1 商店街団体で実施するが、補助の上限額はいくらか。

A6 100 万円です。補助額の上限の決定については、**令和 5 年 4 月 1 日時点における正会員数で判断**するため、賛助会員等の正会員ではない会員数は考慮しません。

なお、複数の独立した商店街団体による連携、連合会で実施する場合においても、正会員数に応じた上限額の考え方は適用されますので、ご注意ください（詳細については、募集要領 5 頁をご参照ください。）。

申請時の提出書類等について

Q7 会の規約や会員名簿のデータがない場合、紙書類だけの提出でもよいか。

A7 県様式のデータ送付は必須ですが、その他添付書類のデータがない場合は、紙書類の提出のみで構いません。

Q8 商店街連合会で申請する場合、それぞれの会員（商店街団体）の規約や会員名簿などの添付提出は必要か。

A8 商店街団体ごとにご提出いただく書類は次のとおりです。

【必要な添付書類】・役員等氏名一覧表（様式 1-2）

- ・定款又は規約（写し）
- ・組合員（会員）名簿（写し）
- ・令和 5 年度収支予算書（写し）

① A 商店街連合会が実施（例：A 商店街連合会〔B 商店街 + C 商店街 + D 商店街〕）

➔ **A 商店街連合会の書類のみが必要**です。

【以下、参考】

② 単独商店街団体の場合（例：B 商店街）

➔ **B 商店街の書類が必要**です。

③ 複数の独立した商店街団体が連携して実施（例：「B 商店街 + C 商店街」）

➔ **B 商店街・C 商店街ごとに書類が必要**です。

Q9 「プレミアム商品券発行事業に係る約款」は必ず作成しなければならないのか。

A9 **必須書類**です。県が作成したひな型がありますので、そちらも参考にして、作成してください。

Q10 事業開始日のどれくらい前までに申請したらよいか。

A10 **概ね事業開始希望日の 1 か月前を目途**に交付申請書類を提出してください（県は、交付決定に向けて迅速な審査に努めますが、諸手続に時間を要するた

め、交付申請書類收受後、交付決定まで、早くても2週間程度のお時間が必要となります。)

商品券の販売開始前に十分な広報を実施していただきたいと考えていますので、広告宣伝費を補助対象経費として計上してご申請いただく場合、十分な広報期間を確保できるよう、お早目のご申請をお願いします(補助対象となる経費は交付決定日以後に契約や発注した経費となるため。)

事業の実施について

Q11 商店街団体の非会員店舗が商品券の取扱店舗として参加しても問題はないか。

A11 問題ありません。これをきっかけに商店街の魅力等をお伝えいただき、商店街団体のへ新規加入につながるよう、ご対応ください。

Q12 商品券の券面の有効期間を令和5年11月1日から令和6年2月29日に設定したいが、可能か。

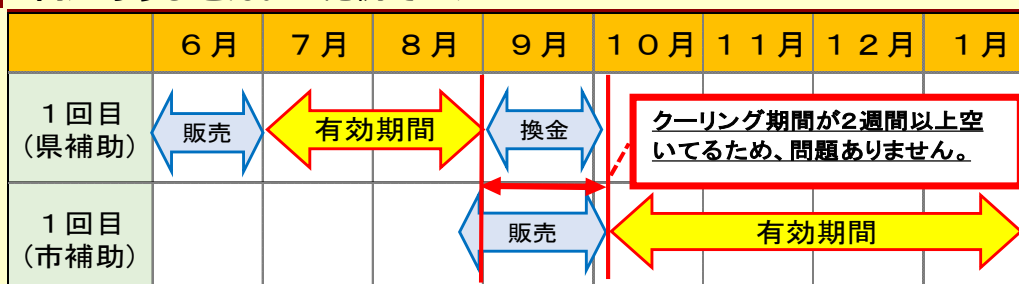
A12 できません。券面の有効期間は最長3か月、かつ、最遅の有効期限は令和6年2月11日(日)の範囲内で設定することが必要となります。

Q13 商品券の券面の有効期間の設定に当たり、考慮する点はあるか。

A13 上記「Q12」の条件の範囲内で設定していただくこととなりますが、他のイベントの実施時期等や、商品券事業は商品券の有効期間内の消費を呼び込む側面もあるため、商店街の閑散期に設定するなど、諸般の事情も考慮して決定してください。

Q14 県補助金を活用して1回(券面の有効期間7月~8月)、別途、国・市町村が実施する「商店街団体等の商品券発行事業に係る補助金」を活用して1回(券面の有効期間10月~1月)の計2回のプレミアム商品券発行事業を実施したいが、可能か。

A14 問題ありません。上記例では、



となります。1回目の券面有効期間の終期から2回目の券面有効期間の始期までの期間(クーリング期間)を2週間以上空けることが条件となりますが、1か月のクーリング期間がありますので、問題ありません。また、国・市補助を

活用した商品券については、有効期間が3か月を超えても問題ありません（**県補助を活用した商品券は最長3か月**）。ただし、有効期間が6か月を超える商品券を発行する場合、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、制限が課される場合がありますので、ご注意ください（未使用残高が1千万円を超える場合に、未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を供託する義務が発生する場合があります。）。

Q15 市町村の補助金との併用は可能か。

A15 可能です。県と市町村の補助金の合計が補助対象事業費を上回らない範囲内で、市町村の補助事業を活用することは問題ありません。市町村にお問合せの上、ご確認ください。

Q16 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能か。

A16 **できません**。資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）により、**釣銭を出すことは原則として禁止**されています。

Q17 プレミアム付商品券を作成するにあたっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

A17 発行者（商店街）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- ① 発行者の氏名、商号又は名称
- ② 商品券の金額
- ③ 使用期間 又は 使用期限
- ④ その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は券面に記載する必要はありませんが、チラシ・WEB ページ等で利用者に案内する必要があります。

- ⑤ 利用可能店舗一覧

Q18 商品券の偽造や不正使用の防止とはどのような取組をいうのか。

A18 商品券の偽造や不正防止策としては以下の例が挙げられます。

- ・ **コピーガード**…コピーすると「複製」などの隠し文字が印刷されます。
- ・ **ホログラム加工**…ホログラムとはキラキラしたホイルのことで、素材自体が光を反射するため、カラーコピーやスキャニングなどができません。
- ・ **シルバーインキ印刷**…コピーをするとくすんだ色になります。

Q19 商品券を病院の医療費や介護料の支払いに使うことは可能か。

A19 医療・介護保険が適用される医療費（自己負担分）に使用することはできません。自由診療に係る費用については使用可能です。

当課所管の「商店街魅力アップ事業費補助金」との重複申請等について

Q20 「商店街魅力アップ事業費補助金」に応募したが、本補助金も申請できるのか。

A20 **可能です。**ただし、ともに「広告宣伝費」を対象経費としているため、「プレミアム商品券発行事業」に係る広報と「商店街魅力アップ事業費補助金」に係る広報は明確に区分して実施することが必要となります。**ご不明点等ございましたら、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。**

なお、「商店街魅力アップ事業費補助金」は令和5年4月14日（金）に受付を終了していますので、これから新たに「商店街魅力アップ事業費補助金」も応募することはできません。

電子商品券の発行について

Q21 電子商品券で発行することは可能か。

A21 **可能です。**電子商品券とは、申請団体が作成した専用WEBページ等を利用して、商品券を発行するサービスのことを指します。

Q22 この場合、補助の対象となる経費は何か。

A22 補助対象経費は、

- ① プレミアム商品券のプレミアム（割増）分
- ② **プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費（※Q23参照）**
- ③ プレミアム商品券発行事業の周知に係る広告宣伝費

となります。

Q23 電子商品券における「プレミアム商品券の券面の発券に係る印刷費」とは何か。

A23 **原則として、「電子商品券の購入者が、商品券を使用するに当たり必要となる操作を行う画面の構築に係る経費」を指します。**なお、既存の電子システムがあり、当該システムの改修等により電子商品券を発行する場合、補助対象経費とする条件として、今回発行する電子商品券が既に存在する電子マネー、ポイント等と明確に分離されていることが必須条件となります（実績報告時に、発券額・換金状況等を証明する書類が必要となります。）。

電子商品券の発行を検討される場合、まず、県商業流通課までご相談ください（045-210-5612（直通））。